

旅費制度の見直しに伴う 「大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の改正について

【概要】

- ・ 国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、大阪府においても旅費制度の見直しを行うこととしており、「知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例」、「職員の旅費に関する条例」等の改正条例案が令和7年2月定例会に提出される予定。
- ・ これらが可決された場合、「大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」についても所要の改正を行う。⇒第5条(費用弁償部分)を改正

【旅費制度の主な改正内容】 ※下線は、「大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の改正を必要とするもの

- 外国旅行の場合の「日当」の廃止
- 鉄道賃、船賃、航空賃等に付随する費用(例:手数料等)を支給対象に追加
- 「旅行中宿泊費」を定額支給方式から実費支給方式(上限付き)に変更 ※議員の上限額は知事等と同じ
- 旅費の種類に「宿泊手当」等を追加 ※定額支給。議員の額は知事等と同じ

など

【施行日】

令和7年4月1日

大阪府条例第 号

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十二年大阪府
条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示
すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用弁償) 第五条 (略)</p> <p>2 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に關する条例（昭和三十二年大阪府条例第十八号）第七条の規定は、前項の費用弁償の額について準用する。ただし、内国旅行の場合の鉄道賃及び船賃並びに外国旅行の場合の船賃及び航空賃に関する規定については、この限りでない。</p> <p>3 外国旅行の場合の船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。）及び寝台料金並びにこれらに付随する費用による。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 外国旅行の場合の航空賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃及びこれに付随する費用による。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(費用弁償) 第五条 (略)</p> <p>2 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に關する条例（昭和三十二年大阪府条例第十八号）第七条の規定は、前項の費用弁償の額について準用する。ただし、内国旅行の場合の鉄道賃及び船賃並びに外国旅行の場合の船賃、道賃及び航空賃並びに日当に関する規定については、この限りでない。</p> <p>3 外国旅行の場合の船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 外国旅行の場合の航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃による。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5 外国旅行の場合の日当は、支給しない。</p>

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。